

- (5) 手洗いについて
- 様々な場所にウィルスが付着していることを想定し、こまめに手洗いを行わせること。
※流水と石けんで手洗いを行わせることが望ましい。
(例)・練習の前後や休憩時間
・活動場所を移動する際
・用具等を共用した場合
- (6) 部室・更衣室等の利用・換気等について
- 部室・更衣室等については、短時間の利用としたり、密にならないよう一斉に利用しないなどの工夫をするとともに、十分な換気を行うこと。
 - ドアノブ等、適時、共用部分の消毒に努めること。
- (7) 部活動での登下校時の注意喚起について
- 密接・密集にならないよう注意喚起すること。(例)肩を組んで歩く等。
 - 部活動の前後は、会食等をせずに、部活動終了後は速やかに帰宅させること。
 - バス、モノレール等、公共交通機関を利用する場合は、マスクの着用を徹底させること。
- (8) 屋内かつ接触を伴う競技(練習試合も含む)について
- 使用する諸用具は、こまめに消毒等をすること。
 - 使用するフロア、マット、ベンチ等もこまめに消毒等をすること。
 - 頻繁に接触がある場合は、こまめに手指消毒を行うこと。
 - 練習場所の換気を徹底すること。
- (詳細は、各競技専門部ガイドラインを参照し、遵守すること)
- (9) 大会参加及び練習試合における感染症対策について
- (例)・円陣を組んで大声を出さないこと。
・会場内の動線(出入り口等)を一方通行にすること。
・ハーフタイム時にコートを使用する練習はしないこと。
・感染症対策のための競技運営方法の工夫を、積極的に取り入れること。等
- (詳細は、各競技専門部ガイドラインを参照し、遵守すること)

2 部活動及び大会参加についての確認事項

- 【オミクロン株流行下における対応】令和4年3月28日付教保第1981-4号参照
- (1) 陽性又は濃厚接触者となった選手・職員については、保健所が指定する解除日まで、大会参加はできない。但し、濃厚接触者については、最終接触日から4・5日目の抗原簡易キット検査陰性であれば5日目解除となるのでその限りではない。
- (2) 【本島・久米島地区】保健所等による濃厚接触者の特定・行動制限は行わない地域において、同居家族以外の感染者と接触した者が登校可能となつた場合は、部活動及び大会参加はできる。
①出席停止、学級閉鎖、学生閉鎖、学校閉鎖に該当する者は、主催団体の指示に従うこと。
- (3) 【宮古・八重山地区】保健所等による濃厚接触者の特定・行動制限を行なう地域において、出席停止、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖に該当する者は、濃厚接触者が特定されるまでの期間は大会参加できない。
- ①濃厚接触者の特定が終了した後、接触者についてはPCR検査の結果が出て、学級閉鎖等が解除されるまで、校内での部活動は参加できない。
- ②接触者の大会参加については主催者の判断によるものとする。
- ③濃厚接触者及び接触者とされなかつた者は大会参加できる。

3 その他

- (1) 部活動に参加する生徒や顧問等が感染者・濃厚接触者に特定された場合、学校は県教育委員会(保健体育課)へ一報を入れ、その後の対応について指示を仰ぐこと。
- (2) 感染者又は濃厚接触者が多数と判断される場合は活動を停止する。
- (3) 活動時間や休養日について、沖縄県教育委員会「部活動等の在り方に関する方針(改定版)」を基に、各学校の定める「部活動等の活動方針」に準拠すること。
- (4) 感染症拡大防止の観点から短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組むこと。